

肝付町自殺対策計画 概要版

～誰も自殺に追い込まれることのない肝付町の実現を目指して～

◆ 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません。

本町では、平成28年の自殺対策基本法の一部改正に基づき、「市町村自殺対策計画」として、自殺総合大綱に定められた「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策が地域レベルの実践的な取組による「生きることの包括的な支援」として実施されるよう、自殺対策に取り組むための『肝付町自殺対策計画』を策定しました。

◆ 計画の期間

令和元年度(2019年度) ～ 令和5年度(2023年度)

◆ 肝付町の自殺の現状

平成22年から平成30年の本町の自殺者数は合計で40名、平均で年間4.4人が亡くなっています。

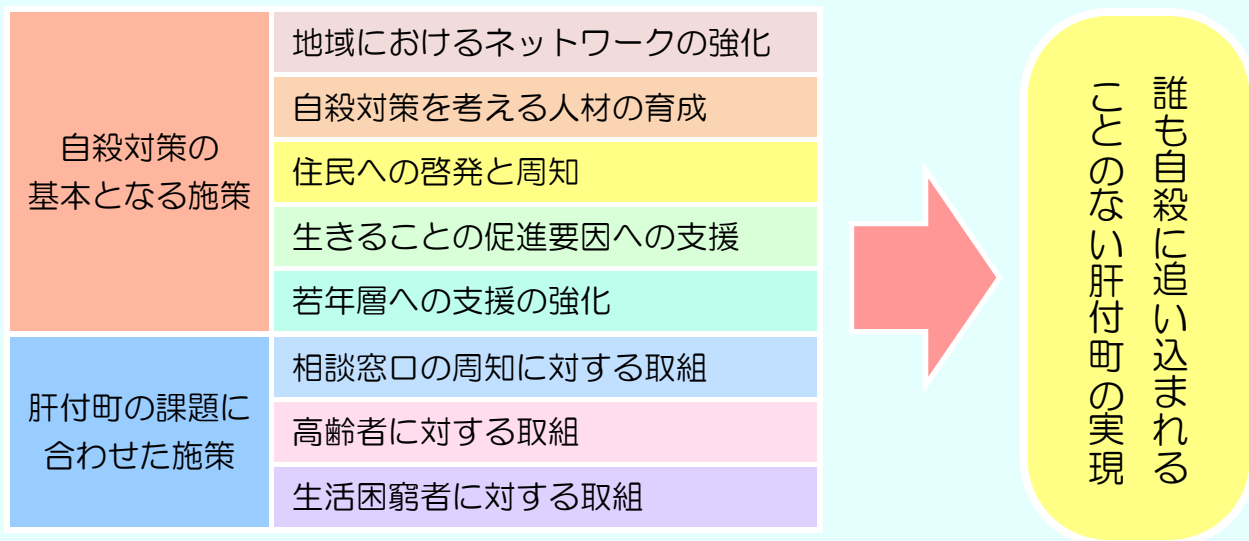
◆ 自殺対策の基本方針

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、肝付町では以下の5点を基本方針として掲げます。

- 1 生きることの包括的な支援として推進
- 2 関連施策との連携を強化した総合的な自殺対策の推進
- 3 対策の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- 4 実践と啓発を両輪として推進
- 5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

◆ 肝付町の自殺対策

本町では、自殺対策の基本となる、地域のネットワークの強化や若年層向けの取組などの5つの基本施策と、アンケートで要望が多かった取組や支援が優先されるべき層への対策など町の課題に合わせた3つの重点施策に取組みます。



1. 基本施策

1 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現のためには、関係機関、地域におけるネットワークが基盤となります。行政内、地域内のネットワークを強化し、自殺リスクのある方の把握と支援を行います。

- 「肝付町自殺対策連絡協議会」の設置
- 「肝付町自殺対策庁内連絡協議会」の設置 他

2 自殺対策を考える人材の育成

自殺対策においては、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要です。町内の様々な専門家や関係者、町民に対して、自殺対策や「気づき」に関する研修・講座を開催します。

- ゲートキーパー養成講座の実施 他

3 住民への啓発と周知

危機に陥った人の心情や背景への理解や、危機に陥ったときは、誰かに援助を求めているということが共通認識となるように、様々な普及啓発活動を行います。

- 自殺予防週間、自殺対策強化月間の取組
- リーフレット等、各種啓発活動 他

4 生きることの促進要因への支援

失業や多重責務、生活苦等の「生きることの阻害要因」を減らす取組だけではなく、自分の居場所や活動を通して、自己肯定感や信頼できる人間関係等を育む「生きることの促進要因」を増やす取組が重要です。生きることの促進要因への支援となる取組を行い自殺のリスクを減らします。

- 地域ケア会議を中心とした地域全体での高齢者の生活の支援
- 高齢者サロン等の定期的集える場とボランティア活動の推進
- 支援者となる町職員へのストレスチェックの実施 他

5 若年層への支援の強化

子どもなどの若年層が自殺に追い込まれることがないように、悩みや問題が深刻化する前に、誰かに相談し必要な支援につながっていく取組が求められます。学校での相談体制の強化やこころの健康に関する啓発活動を推進します。

- スクールソーシャルワーカー等の派遣
- こころの健康に関する講話・啓発、SOSの出し方に関する教育 他

2. 重点施策

1 相談窓口の周知に対する取組

相談は、悩みを解消し、生きづらさを軽くします。また、ひとりでは解決出来ない問題も相談することで、他の人の協力や、行政からの支援に繋がります。本町では相談窓口の周知の徹底に努めます。

- 「無料相談窓口一覧」の作成、配置による周知 他

2 高齢者に対する取組

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態からの孤立・孤独に陥りやすいという高齢者特有の課題を踏まえ、町では、行政サービスのみならず、民間事業所等の支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

- 関係機関での情報共有による状態の把握
- 社会参加や生きがいがづくりの場の提供 他

3 生活困窮者に対する取組

失業や無職によって生活困窮にある方は、単に経済的に困窮しているだけでなく、心身の健康や家族との人間関係、ひきこもりなど、他の様々な問題を抱えた結果、自殺に追い込まれることが少なくないと考えられます。そのため、生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策施策が密接に連携し、経済面・生活面の支援だけではなく、心の健康や人間関係等の視点も含めた包括的な支援を行います。

- 生活困窮者への相談、情報提供等の支援
- 生活困窮や定収入の状況にある方の把握 他

**その他にもさまざまな取組によって
誰も自殺に追い込まれることのない肝付町を目指します**

◆ 自殺対策の推進体制

(1) 自殺対策のネットワーク

庁内の関係各課で構成される「肝付町自殺対策庁内連絡協議会」を設置し、横断的な自殺対策の推進を図るとともに、他の事業を通じて地域に構築・展開されているネットワーク等を活用し、肝付町における自殺対策の総合的な推進を図ります。

(2) 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものにするために、取組状況や目標値の達成状況などを「肝付町自殺対策連絡協議会」にて評価し、施策の改善を行います。

相談窓口一覧

ひとりで悩んでいませんか？ 相談は生きる支援と安心につながります

肝付町役場 0994-65-2511（代表）

- ・ ころの健康、いのちに関する相談
- ・ 生活、金銭に関する相談
- ・ 本計画に関するお問い合わせ
- ・ その他 お悩みごと全般～
- ・ 高齢者、子どもに関する相談
- 町役場になんでもお気軽にご相談ください

◆ころの健康、いのちに関する相談

鹿児島県自殺予防情報センター	099-228-9558（月・木 9:00～16:00）
鹿児島県精神保健福祉センター	099-218-4755
鹿児島いのちの電話	099-250-7000
ころの電話	099-228-9566・099-228-9567
よりそいホットライン	0120-279-338

◆教育・子育て・青少年の相談

大隅児童相談所	0994-43-7011
子ども・家庭 110 番	099-275-4152

◆高齢者に関する相談

肝付町地域包括支援センター	0994-65-8419
鹿児島シルバー 110 番	099-250-0110・0120-165-270

◆障害者に関する相談

肝属地区障がい者基幹相談支援センター	0994-35-4801(身体) 0994-35-4802(知的) 0994-35-4803(精神)
--------------------	---

◆労働と生活困窮に関する相談

鹿屋総合労働相談コーナー	0994-43-3385
大隅くらし・しごとサポートセンター	0994-52-2072

◆男女間の問題に関する相談

鹿児島県男女共同参画センター	099-221-6630・099-221-6631（電話相談）
----------------	---------------------------------

◆子どものための相談窓口

24 時間子供 SOS ダイアル	0120-0-78310
子どもの人権 110 番	0120-007-110

※各相談窓口は相談時間等が限られているものがあります。

編集・発行 肝付町役場 福祉課
〒893-1207 肝属郡肝付町新富 98 番地
電話：0994-65-8413（直通）

※本概要版は作成時点の情報に基づいて作成されたものであり、今後、内容等が変更になる場合があります。
令和元年度